

～町内企業の資金調達を応援します！～

町では、町内企業の事業継続・資金調達を支援するため、各種制度の融資を受ける際に支払う信用保証料の一部を予算の範囲内で補助しています。

▶大鰐町特別保証制度

＜一般的な事業資金を必要としている方＞

小口資金	
目的	事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・町内に住所又は本店登記があること ・町税等の滞納がないこと
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1企業につき1,250万円以内
保証期間 (うち、据置期間)	7年以内 (運転資金：6か月以内／設備資金：1年以内)
信用保証料	保証料の50%を町が補給 (※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助の対象外)

＜一般的な事業資金を必要としている方＞

事業活性化資金	
目的	経営の安定と事業の活性化を図り、地元産業の振興に期する
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・町内に住所又は本店登記があること ・町税等の滞納がないこと
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1企業につき2千万円以内
保証期間 (うち、据置期間)	10年以内 (運転資金：6か月以内／設備資金：1年以内)
信用保証料	保証料の50%を町が補給 (※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助の対象外)

▶青森県・大鰐町連携融資制度

＜町内で創業する方＞

「青森新時代」への架け橋資金	
目的	創業に必要な資金の融資を行う
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を利用し、創業する事業に対し融資を受けていること。 ・町内に住所又は本店登記（又は登記する予定）があること 等
資金使途	運転・設備資金
融資金額	1千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	運転資金10年（据置期間2年）以内 設備資金15年（据置期間3年）以内 ※スタートアップ創出促進保証によるもの…10年以内（1年）
信用保証料	県による保証料の30%補給後の保証料を町が全額補助 (※経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外)

＜一般的な事業資金を必要としている方＞

事業活動応援資金	
目的	事業活動に必要な資金の融資を行う
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を利用し、融資を受けていること ・町内に住所又は本店登記があること 等
資金使途	運転・設備資金
融資金額	1千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	運転資金10年（据置期間2年）以内 設備資金15年（据置期間3年）以内
信用保証料	保証料の70%を町が補助 (※経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外)

＜既往借入金の借り換えを必要としている方＞

経営力強化借換資金【令和6年7月1日開始】	
目的	既往借入金の借換融資を行う
対象者	青森県信用保証協会の保証を受けており、借入金残高がある町内の中小企業者で、経営改善に向けて事業計画の策定等を行うもの
資金使途	既往借入金の返済資金
融資金額	1億円以内
融資期間	10年（据置期間1年）以内
信用保証料	保証料の100%を町が補助 (※事業者選択型経営者保証非提供制度に基づく、保証料の上乗せ分は補助の対象外)

■お問合せ

- ・大鰐町特別保証制度に関すること
企画観光課観光商工係 ☎55-6561（直通）
- ・青森県・大鰐町連携融資制度に関すること
青森県商工政策課 ☎017-734-9368（直通）



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー